

かくだい も じ つ ばん
拡大文字・ルビ付き版

いまばりしとも い しゃかい じょうれい
今治市共に生きる社会づくり条例

かいせつしょ
解説書



ねん れいわ ねん がつ
2024年（令和6年）12月

いま ばり し
今 治 市

いまばりしとも い しゃかい じょうれい 今治市共に生きる社会づくり条例

ぜんぶん 前文

わたし ねんれい せいべつ せいてきしこう せい
私たちの年齢、性別、性的指向や性

じにん しょう う む およ こくせき ぶんかてき
自認、障がいの有無及び国籍や文化的

はいけい こと
背景などは、それぞれ異なります。すべ

ひと ひとり たようせい そんちょう
ての人が一人ひとりの多様性を尊重し、

たが ひと みと あ しょうがい
互いにその人らしさを認め合い、生涯

あんしん く
にわたって安心して暮らすことができ

しゃかい いまばりし め ぎ きょうせいしゃかい
る社会が、今治市の目指す共生社会で

す。

ほんし へいせい ねん しちょうそん
本市は、平成17年に12の市町村が

がっぺい あたら いまばりし たんじょう
合併し、新しい今治市として誕生し

れいわ ねん がっぺい しゅうねん むか
ました。令和7年に合併20周年を迎

あら いまばり れきし きざ
えるにあたり、新たな今治の歴史を刻

しゅっぱつてん いまばり
む出発点として、「ふるさと今治」が

ねん ねんご
これからの20年、さらには100年後

す つづ
も「ずっと住み続けたいまち」となる

わたし いちがん きょうせい
よう、私たちは一丸となって、共生

しゃかい じつげん む あゆ つづ
社会の実現に向けて歩み続けることを

けつ い じょうれい せいてい
決意し、この条例を制定します。

やさしい日本語 前文

わたし ねんれい せいべつ せいてきしこう せいじにん
私たちは、年齢、性別、性的指向、性自認、

しょう こくせき ぶんか
障がいがあるかないか、国籍、文化の

ちが ちが
違いなど、それぞれ 違います。すべて

ひと たようせい たいせつ たが
の人が 多様性を 大切にします。お互

ひと みと
いに その人の よいところを 認めま

あんしん く
す。ずっと 安心して 暮らせます。この

いまばりし もくひょう きょうせい
3 つが 今治市の 目標とする 共生

しゃかい
社会です。

いまばりし ねん し まち
今治市は、2005年に 12 の 市や 町や

むら ひと あたら いまばりし
村が 一つ になり、新しい 今治市に

なりました。2025年^{ねん}で 20年^{ねん}が 経^たち
ます。2025年^{ねん}は、次^{つぎ}の 新^{あたら}しい 今^{いま}治^{ばり}の
始^{はじ}まりです。「ふるさと今^{いま}治^{ばり}」が、20年^{ねん}後^ご
も、100年^{ねん}後^ごも「ず^すつと 住^{つづ}み続^{つづ}けたい
まち」に なるように、私^{わたし}たちは、みん
なで一^{いっ}緒^{しょ}に 共^き生^{ょう}社^{せい}会^{しゃ}を 作^{つく}ることを
決^きめました。そのために、この 条^{じょう}例^{れい}を
作^{つく}りました。

※^{ことば}言葉^{せつめい}の説明

・ 性^{せい}的^{てき}指^し向^{こう} ・ ・ ・ 好^すきに なる^{ひと}人^す、好^すき

な ^{ひと} 人の ^{この} 好み

・ ^{せいじにん} 性自認 . . . ^{じぶん} 自分の ^{せいべつ} 性別、^{じぶん} 自分の

^{かん} 感じる ^{せいべつ} 性別

・ ^{こくせき} 国籍 . . . ^{くに} どの ^{ひと} 国の人か

・ ^{たようせい} 多様性 . . . ^{ちが} いろいろな 違い、い

ろいろいろな こと

・ ^{じょうれい} 条例 . . . ^き 決まり

かい せつ 解 説

○ ^{ぜんぶん} 前文とは、^{じょうぶんほんたい} 条文本体の ^{まえ} 前に ^お 置かれ、

^{せいてい} 制定の ^{しゅし} 趣旨、^{もくてき} 目的などを ^{きょうちよう} 強調して ^の 述

ぶんしょう
べた文章のことです。

ぜんぶん いまぼりし め ぎ きょうせい
○前文において、今治市が目指す共生

しゃかい すがた きょうせいしゃかい じつげん
社会の姿と、共生社会を実現するた

わたし いちがん あゆ つづ
めに、私たちは一丸となって歩み続け

けつい の
る決意を述べています。

だい じょう もくてき
第1条 目的

もくてき
(目的)

だい じょう じょうれい ひと
第1条 この条例は、すべての人が

ひとり たようせい そんちょう たが
一人ひとりの多様性を尊重し、互いに

その人らしさを認め合い、生涯にわた
って安心して暮らすことができる社会
を実現することを目的とする。

やさしい日本語 条文

〈第1条〉

すべての人が、多様性を大切にします。

すべての人は、お互いにその人のよ
いところを認めます。そして、ずっと

安心して暮らせる社会を作ります。

かい せつ
解 説

○この^{じょうれい}条例^{せいてい}を制定する^{もくてき}目的^{さだ}を定めて
います。

だい じょう ていぎ
第2条 定義

^{ていぎ}
(定義)

だい じょう ^{じょうれい} この条例^{つぎ}において、^{かくごう} 次の各号

^{かか} に掲げる^{ようご}用語^{いぎ}の意義^{とうがい}は、^{かくごう} 当該各号^{さだ}に定

めるところによる。

(1) ^{きょうせいしゃかい} 共生社会 ^{ひと} すべての人^{ひとり}が一人

ひとりの多様性を尊重し、互いにその
人らしさを認め合い、生涯にわたって
安心して暮らすことができる社会をい
う。

(2) 市民 市内に在住し、又は市内
で活動するすべての者をいう。

(3) 事業者 市内で事業活動を行
うすべての個人又は法人その他の団体
をいう。

(4) 合理的配慮 市民が日常生活
又は社会生活を営む上で障壁となる

ような^{しゃかい}社会における^{じぶつ}事物、^{せいど}制度、

慣行^{かんこう}、^{かんねん}観念^{た いっさい}その他一切のもののうち、

現に^{げん}解消^{かいしょう}を必要^{ひつよう}とする^{しょうへき}障壁^とを取り除^{のぞ}

くために^{ひつよう}必要なものであって、^{ふたん}負担が

^{かじゅう}過重でないものをいう。

やさしい^{にほんご}日本語 ^{じょうぶん}条文

^{だい} <第2条> ^{じょう}

この^{じょうれい} 条例^{つか}で 使う ^{ことば} 言葉^{せつめい}の説明^{です}です。

(1) ^{きょうせいしゃかい} 共生社会

すべての人が、多様性を大切に、
お互いにその人のよいところを認
める社会の事です。そして、すべて
の人が、ずっと安心して暮らせる
社会の事です。

(2) 市民

今治市に住んでいる人や、今治市で
活動しているすべての人の事です。

(今治市の学校に行っている人や、
今治市に旅行に来ている人も、みんな

しみん
な市民です。)

(3) 事業者

いまばりし しごと
今治市で 仕事をしている すべてのの

ひと かいしゃ だんたい
人、会社、団体のことです。

(4) 合理的配慮

しみん まいにち せいかつ しゃかい せいかつ
市民が 毎日の 生活や 社会での 生活

をするとき、き しまり、しゅうかん かんが かつ
をするときに、決まり、習慣、考え方

などで こま 困ることがあります。これら

の こま 困っていることをなくすために、

こま ひと ひつよう たす
困っている 人には 必要な 助けで、

きくば てつだ ひと
気配りや 手伝いを する人には、あま
り 大変では ないことです。

ことば せつめい
※言葉の説明

- しゅうかん
・ 習慣 ・ ・ ・ いつも すること

かい せつ
解 説

じょうれい ようご にんしき
○この 条例 の用語のうち、認識を

きょうつう ようご いみ あき
共通にしておきたい用語の意味を明

らかにしています。

だい ごう きょうせいしゃかい
○第1号「共生社会」について、すべ
ひと ひとり たようせい そんちょう
ての人が一人ひとりの多様性を尊重
たが ひと みと あ
し、互いにその人らしさを認め合い、
しょうがい あんしん く
生涯にわたって安心して暮らすこと
しゃかい ていぎ
ができる社会と定義しています。

だい ごう しみん きょうせいしゃかい
○第2号「市民」について、共生社会
じつげん かつどう じゅうみん
を実現するための活動には、住民のほ
かんこうきゃく ふく とも がっこう
か、観光客なども含むと共に、学校や
きんむさき きょういく かんてん しない
勤務先における教育の観点から、市内
つうきん つうがく ひと かが
に通勤、通学する人たちの関わりも
ふかけつ かんが ひろ ていぎ
不可欠と考え、広く定義しています。

がいこくせき かた ふく
外国籍の方も含みます。

だい ごう じぎょうしゃ しない
○第3号「事業者」について、市内の

きぎょう しゃかいふくしほうじん しみんかつどうだんたい
企業や、社会福祉法人、市民活動団体な

だんたい かつどう ひと こじん
どの団体とそこで活動する人、個人で

じぎょうかつどう おこな ひと さ ほう
事業活動を行う人を指しており、法

じんかく うむ かつどうもくてき えいり ひえいり
人格の有無や、活動目的の営利・非営利

べつ と
の別を問いません。

だい ごう ごうりてきはいりよ きょうせい
○第4号「合理的配慮」について、共生

しゃかい じつげん あ しみん にちじょう
社会の実現に当たって、市民が日常

せいかつまた しゃかいせいかつ いとな うえ しょうへき
生活又は社会生活を営む上で障壁と

しゃかい じぶつ せいど
なるような社会における事物、制度、

かんこう かんねん ほかいっさい
慣行、観念その他一切のもの、いわゆる

しゃかいてきしょうへき しみん げん
「社会的障壁」のうち、市民が現に

かいしょう ひつよう ばあい
解消を必要とする場合において、

しょうへき かいしょう ひつよう
障壁を解消するために必要なもので

ふたん かじゅう ていぎ
あって、負担が過重でないものと定義

ていぎ しょうがい りゆう
しています。この定義は障害を理由と

さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ
する差別の解消の推進に関する法律

しょうがいしゃさべつかいしょうほう
(障害者差別解消法) における

ごうりてきはいりよ かんが かた あ
合理的配慮の考え方に合わせたもの

です。

Point.合理的配慮について

合理的配慮とは、日常生活を送る上で、社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。

重すぎる負担があるときでも、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明して、別の方法を提案したり、話し合いながら、よりよい方法を一緒に探してみま

しょう。どのようなことが合理的配慮

にあたるのかは、その人が置かれてい

る環境によって、それぞれ異なります。

大切なのは、相手を思いやるやさしい

気持ちです。

※「障害を理由とする差別の解消の

推進に関する法律（障害者差別

解消法）」の改正により、令和6年

（2024年）4月1日から、障がいのあ

る人への合理的配慮の提供義務が、

ぎょうせい きかんとう じぎょうしゃ
行政機関等だけでなく、事業者にも

かくだい ぎむか
拡大（義務化）されました。

ごうりてきはいりよ れい
○合理的配慮の例

がいこくじん かた たい むずか ことば
・（外国人の方に対して）難しい言葉や、

がいらいご つか かんたん にほんご つか
外来語は使わず、簡単な日本語を使う。

くるま かた たい の もの の
・（車いすの方に対して）乗り物に乗る

てだす
ときに、手助けをする。

つえ かた たい まどぐち
・（杖をついた方に対して）窓口カウン

つえだ せっち
ターに、杖立てを設置する。

しかくしょう かた たい ある
・（視覚障がいのある方に対して）歩く

そくど あ まわ じょうきょう つた
速度を合わせて、周りの状況を伝え

ある
ながら歩く。

さまざま たちば かた たい だれ
・ (様々な立場の方に対して) 誰にでも

わ ことば でんたつしゅだん ひつだん
分かりやすい言葉や伝達手段 (筆談、

よ あ しゅわ かくだい も じ
読み上げ、手話、拡大文字、やさしい

にほんご
日本語、コミュニケーションボード

つか
など) を使う。

ごうりてきはいりよ ないよう こべつ ばめん
※合理的配慮の内容は、個別の場面に

おう こと れいいがい
応じて異なります。また例以外であ

ごうりてきはいりよ がいとう
っても合理的配慮に該当するものが

あります。

だい じょう きほんりねん
第3条 基本理念

きほんりねん
(基本理念)

だい じょう し しみんおよ じぎょうしゃ そうご
第3条 市、市民及び事業者は、相互

きょうりよく つぎ かが りねん
に協力しながら、次に掲げる理念

い か きほんりねん もと
(以下「基本理念」という。)に基づき、

きょうせいしゃかい じつげん め ざ
共生社会の実現を目指すものとする。

(1) すべての人が、それぞれの個性

も こじん そんちょう
を持つ個人として尊重されること。

(2) すべての人が、お互いを認め合

い、ささ あ たす あ あんしん
い、支え合い、助け合うことで、安心し

せいかつ
て生活できること。

(3) すべての人が、自分の望む

形で、社会のあらゆる分野における

活動に参画する機会が確保されるこ

と。

やさしい日本語 条文

＜第3条＞

今治市や 市民、事業者は、お互いに 助

け合います。次の 考え方を もとにし

て、共生社会を 作ります。この 考え

方を「基本理念」と 言います。

(1) すべての人が、それぞれの ^{ちが}違い
を ^も持つ ^{ひと}人として ^{たいせつ}大切にされます。

(2) すべての人が、お互い ^{たが}を ^{みと}認めて、
^{ささ}支えて、^{たす}助け ^あ合います。そうすれば、
^{あんしん}安心して ^{せいかつ}生活が ^{できます}。

(3) すべての人が、^{ひと}自分の ^{じぶん}やりたい
^{ほうほう}方法で、^{しゃかい}社会の ^{たくさん}たくさんのことが ^で
^{きる}きるように ^{なります}。

かい せつ
解 説

○「共生社会」の実現のため、土台や

前提となる考え、重要な考え、

強調したい考えを基本理念として

定めています。

○「共生社会」の実現に向けた取組み

の推進は、市、市民及び事業者が相互

に協力しながら実施するものとし、

その際の理念を、個性の尊重（第1号）、

支え合い、助け合い（第2号）、社会参画

機会の確保（第3号）の3つの視点で

せいり
整理しています。

こ せい
個性の
そんちょう
尊重

きほん りねん
基本理念

きょうせいしゃかい
共生社会を
め ざ
目指すために
たいせつ
大切なこと

しゃかいさんかく
社会参画

き かい かく ほ
機会の確保

さ さ あ
支 え 合 い
た す あ
助 え 合 い

Point. 「参加」と「参画」の違いとは

「参加」とは、単に市や地域・団体等が企画・実施するイベントなどに加わることを行います。これに対して「参画」とは、物事を企画・検討する段階から、評価・見直しに関わることまで、自分が主体的に加わることを行います。このように、「参加」と「参画」は、自らが物事の企画・検討段階から加わるかどうかで変わります。

だい じょう し せきむ 第4条 市の責務

し せきむ (市の責務)

だい じょう し きほんりねん
第4条 市は、基本理念にのっと

り、ひつよう 必要となる理解を市民及び事業者

とそうご 相互に深めるとともに、きょうせいしゃかい 共生社会の

じつげん む ひつよう しさく そうごうてき
実現に向けて必要な施策を総合的かつ

けいかくてき じっし
計画的に実施するものとする。

やさしいにほんご じょうぶん やさしい日本語 条文

だい じょう <第4条>

だい じょう きほんりねん
第3条の「基本理念」に ぞって、

いまぼりし きょうせいしゃかい つく
今治市は、共生社会を 作るために

ひつよう いまぼりし しみん
必要なことをします。今治市は、市民や

じぎょうしゃ いっしょ かんが
事業者と一緒に、いろいろなことを考

えながら、しっかりと すす
進めます。

かい せつ
解 説

じょうれい し いまぼりし
○この条例において、「市」とは今治市

ぎょうせいきかん さ
の行政機関のことを指しています。

し きほんりねん きょうせい
○市は、基本理念にのっとり、共生

しゃかい じつげん む しさく そうごうてき
社会の実現に向けた施策を総合的かつ

けいかくてき じっし
計画的に実施しなければならないこと

きてい
を規定しています。

きょうせいしゃかい じつげん し
○共生社会の実現は、市だけでできる
しみん じぎょうしゃ いっしょ
ものではなく、市民、事業者と一緒に
たっせい にんしき
なって達成できるものと認識してい
し しみん じぎょうしゃ れんけい
ます。市は、市民、事業者と連携しな
せきむ やくわり そうご にんしき れんけい
がら、責務や役割を相互に認識し、連携
とりく
して取り組みます。

だい じょう しみんおよ じぎょうしゃ やくわり
第5条 市民及び事業者の役割

しみんおよ じぎょうしゃ やくわり
(市民及び事業者の役割)

だい じょう しみんおよ じぎょうしゃ きほん
第5条 市民及び事業者は、基本

りねん ひつよう りかい
理念にのっとり、必要となる理解を

そうご ふか きょうせいしゃかい
相互に深めるとともに、共生社会の

じつげん つと
実現に努めるものとする。

にほんご じょうぶん
やさしい日本語 条文

だい じょう
〈第5条〉

だい じょう きほんりねん しみん
第3条の「基本理念」に ぞつて、市民

じぎょうしゃ たが みと
と 事業者は、お互いのことを 認めま

す。そして、きょうせいしゃかい つく
共生社会を 作るために

どりよく
努力します。

かい せつ
解 説

きょうせいしゃかい じつげん しみんおよ じ
○ 共生社会の実現には、市民及び事
ぎょうしゃ りかい きょうりよく ふかけつ
業者の理解と協力が不可欠です。

しみんおよ じぎょうしゃ きょうせいしゃかい じつげん
市民及び事業者は、共生社会の実現
む とりく じっし つと
に向けた取り組みを実施するよう努める

し じっし きょうせいしゃかい
とともに、市が実施する共生社会の

じつげん む しさく きょうりよく つと
実現に向けた施策に協力するよう努
めてい
めることを規定しています。

じょうれい しょう ひと
※この条例では、障がいのある人を

ふく ひと たいしょう
含めて、「すべての人」を対象にしてい

どりよくきてい
ることから努力規定としていますが、

しょうがい りゆう さべつ かいしょう
「障害を理由とする差別の解消の

すいしん かん ほうりつ しょうがいしゃさべつ
推進に関する法律（障害者差別

かいしょうほう しょう ひと
解消法）」において、障がいのある人

ごうりてきはいりよ ていきょう ぎ む か
への合理的配慮の提供は義務化され

ています。（第2条の解説を参照）

だい じょう きほんてきしさく
第6条 基本的施策

きほんてきしさく
(基本的施策)

だい じょう し きょうせいしゃかい じつげん む
第6条 市は、共生社会の実現に向け

つぎ かか しさく い か きほんてきしさく
て、次に掲げる施策（以下「基本的施策」

という。）を講ずるものとする。

（１） 共生社会について学び、意識の

けいせい はか つぎ かか しさく
形成を図るための次に掲げる施策

ア 学校教育、社会教育その他の教育

とう ば しみんおよ じぎょうしゃ
等の場において、市民及び事業者が

きょうせいしゃかい まな いしき けいせい
共生社会について学び、意識の形成を

おこな
行うこと。

イ 市民及び事業者に対して、共生

しゃかい じつげん む ひつよう けいはつおよ
社会の実現に向けて必要な啓発及び

こうほうかつどう おこな
広報活動を行うこと。

(2) ^{じゅうぶん} ^{じょうほう} 十分な情報のやりとりを可能

にするための次に掲げる施策

ア ^し ^{ていきょう} 市の提供する情報及び市民が知り

^{じょうほう} たい情報のうち必要と認められるもの

^{だれ} ^わ を誰にでも分かりやすい言葉又は伝達

^{しゅだん} ^{ていきょう} 手段で提供すること。

イ ^{しみん} ^{じぶん} ^{かんが} 市民が自分の考えを相手に的確に

^{つた} 伝えられるよう、^{こうきょう} ^ば 公共の場における

^{たよう} 多様なコミュニケーション手段の確保

^{しえん} を支援すること。

(3) ^{しみん} ^{あんぜん} ^{あんしん} ^{せいかつ} 市民が安全で安心した生活が

できるよう、^{たようせい}多様性に^{はいりよ}配慮した^{しゃかい}社会

^{きばんしせつとう}基盤施設等^{せいび}の整備に^{つと}努めること。

(4) ^{ちいき}地域における^{きょうせいしゃかい}共生社会を^{じつげん}実現

させるための^{つぎ}次に^{かか}掲げる^{しさく}施策

ア ^{しみんおよ}市民及び^{じぎょうしゃ}事業者が^{ほんらいも}本来持っている

^{ちから}力を^{はつき}発揮し^{つづ}続けるため、^{きょうせいしゃかい}共生社会の

^{じつげん}実現に^し資する^{かつどう}活動を実施する^{しみんおよ}市民及び

^{じぎょうしゃ}事業者との^{れんけいなら}連携並びに^{しえん}支援を^{おこな}行うこと。

イ ^{ちいき}地域における^{しみんおよ}市民及び^{じぎょうしゃ}事業者^{そうご}相互

^{しえんたいせい}の支援体制を^{せいび}整備し、それぞれが^{やくわり}役割

を持ち、^も支え^{ささ}合いながら、^あ地域^{ちいきかだい}課題の

はっけんおよ たいおう かのう ちいき
発見及び対応を可能とする地域づくり

おこな しえん つと
が行われるよう支援に努めること。

ほけん いりょう ふくし きょういく しゅうろう
ウ 保健、医療、福祉、教育、就労その

た せいど わく こ また かくせいどかん
他の制度の枠を超え、又は、各制度間の

れんけい はか しみん たい
連携を図りながら、市民に対して

ほうかつてき そうごうてき しえん おこな
包括的かつ総合的な支援を行うこと。

(5) きょうせいしゃかい む すいしんたいせい
共生社会に向けた推進体制の

こうちくなら とうがいたいせいおよ ぐたいてきしさく
構築並びに当該体制及び具体的施策の

ひつよう おう かいぜん
必要に応じた改善

2 し きほんてきしさく つう
市は、基本的施策を通じて、

ごうりてきはいりよ おこな とりく
合理的配慮が行われるよう取組むも

のとする。

やさしい日本語 条文

〈第6条〉

いまばりし きょうせいしゃかい つく つぎ
今治市は、共生社会を 作るために 次

のことをします。これを「基本的施策」

といます。

(1) いまばりし きょうせいしゃかい まな
今治市は、共生社会について 学

びます。そして、きょうせいしゃかい かんが つく
共生社会の考えを 作

っていくために、つぎ
次のことをします。

ア ^{しみん}市民や ^{じぎょうしゃ}事業者は、^{がっこう}学校、^{しゃかい}社会、その
^た他の ^{きょういく}教育の ^{ばしょ}場所で、^{きょうせいしゃかい}共生社会につ
^{まな}いて ^{しみん}学びます。そして、^{しみん}市民や ^{じぎょうしゃ}事業者
は、^{きょうせいしゃかい}共生社会の ^{かんが}考えを ^{つく}作っていきま
す。

イ ^{いまばりし}今治市は、^{しみん}市民や ^{じぎょうしゃ}事業者に、^{きょうせい}共生
^{しゃかい}社会を ^{つく}作るために ^{ひつよう}必要な ^{ちしき}知識を ^{ひろ}広
めます。そして、^{いまばりし}今治市は、^{しみん}市民や ^じ事
^{ぎょうしゃ}業者に、^{じょうほう}情報を ^{つた}伝える ^{かつどう}活動もします。

(2) ^{いまばりし}今治市は、^{じゅうぶん}十分な ^{じょうほう}情報が ^{つた}伝わる

ように ^{つぎ} 次のことをします。

ア ^{いまばりし} 今治市は、^{つた} 伝える ^{じょうほう} 情報や ^{しみん} 市民が

^し 知りたい ^{じょうほう} 情報の中で、^な 今治市が ^い 必要

と ^み 認めた ^{じょうほう} 情報を ^{つた} 伝えます。 ^い 今治市は、

^だ 誰にでも ^わ わかりやすい ^{こと} 言葉や ^や やり

^か 方で ^{じょうほう} その情報を ^{つた} 伝えます。

イ ^い 今治市は、^し 市民が、^じ 自分の ^{かん} 考えを

^あ 相手に ^{ただ} 正しく ^{つた} 伝えられるように ^た 助

けます。 ^い 今治市は、^し 市民が、^{こう} 公共の ^ば 場所

で、^い いろいろな ^{つた} 伝え方が ^か できるよう

に ^た 助けます。

(3) ^{いまばりし}今治市は、^{しみん}市民が、^{あんぜん}安全で ^{あんしん}安心
して ^く暮らせるように、^{たようせい}多様性を ^{かんが}考え
た ^{みんなのための}みんなのための ^{ばしょ}場所を ^{つく}作るよう
に ^{どりよく}努力します。

(4) ^{いまばりし}今治市は、^{ちいき}地域の ^{きょうせいしゃかい}共生社会を ^{つく}作
るために、^{つぎ}次のことをします。

ア ^{いまばりし}今治市は、^{しみん}市民や ^{じぎょうしゃ}事業者が、**ずつ**
^{ちから}と ^だ力を ^{てつだ}出せるように **手伝**います。

そのために、^{いまばりし}今治市は、^{しみん}市民や ^{じぎょうしゃ}事業者

と ^{きょうりよく}協力したり、^{しみん}市民や ^{じぎょうしゃ}事業者を ^{たす}助けたりします。

イ ^{いまばりし}今治市は、^{ちいき}地域の ^{しみん}市民や ^{じぎょうしゃ}事業者
が、^{たが}お互いに ^{きょうりよく}協力が ^{たす}できるようにし
ます。^{しみん}市民や ^{じぎょうしゃ}事業者は、^{いっしょ}一緒に ^{ちいき}地域の
^{もんだい}問題を見つめ、^みなくして ^{たす}いきます。

^{いまばりし}今治市は ^{ちいき}その ^{ちいき}地域づくり ^{たす}を助けま
す。

^{ことば}※言葉の^{せつめい}説明

・ ^{ちいき}地域 …… ^{ちか}近くに ^す住んで ^{せいかつ}生活

^{ひと}している人たちが ^{あつ}集まって ^{たす}いる

ばしよ
場所

ちいき
・地域づくり・ ・ ・ ちいき
地域をよくする

かつどう
ための活動

いまばりし
ウ 今治市には、けんこう
健康を まも
守ること、

びょうき
病気を なお
治すこと、せいかつ
生活を よくするこ

まな
と、学ぶこと、はたら
働くこと、その他、いろ
た

き
いろな 決まりが あります。 いまばりし
今治市

き
は、これらの 決まりを じょうず
上手に つか
使って、

しみん
市民を しっかり たす
助けます。

(5) ^{いまばりし}今治市は、^{きょうせいしゃかい}共生社会を ^{つく}作って

いきます。その中^{なか}で ^{ひつよう}必要な時^{とき}に、より

よい ^{ほうほう}方法^{さが}を探^{さが}します。

2

^{いまばりし}今治市は、これらの^{きほんてきしさく}「基本的施策」を ^{つか}使

って、^{ごうりてきはいりよ}「合理的配慮」が ^{できる}できるようにす

すめます。

かい **せつ**
解 **説**

○ ^{きょうせいしゃかい}共生社会^{じつげん}の実現は、^し市、^{しみん}市民、^じ事

ぎょうしゃ きょうりよく
業者がそれぞれ、あるいは協 力しな

とりく とら
がら取組むべきものと捉えています。

かんきょうせいび おこな し
そのための環 境整備を行 うのは市で

にんしき し とりく しさく
あると認識しており、市が取組む施策

ほんじょう きてい
を、本条において規定しています。

だい こうだい ごう きょうせい いしき
○第 1 項第 1 号では、共生の意識の

けいせい きてい さまざま
形成について規定しています。様々な

こせい も ひと たが わ
個性を持つすべての人が、お互いに分

あ ささ あ
かり合い、支え合えるようになること

きょうせいしゃかい じつげん うえ
が、共生社会を実現していく上での

きばん もっと ちから い
基盤であり、最も力を入れるべき

しやく かんが
施策と考 えています。

○アについては、^{たと}例えば、^{がっこうきょういく}学校教育や

^{しゃかいきょういく}社会教育、^{かていきょういく}家庭教育や^{ほいく}保育などの^ば場

における、いじめ、^{しょう}障がい者^{しゃさべつ}差別、

^{たぶんか}多文化への^{むりかい}無理解などの^{かだい}課題について

^{まな}の学びに加え、^{くわ}教育の^{きょういく}核となる^{かく}教員

^{こうし}や講師などへの^{いしきけいはつ}意識啓発、^{けんしゅう}研修、^{じょうほう}情報

^{ていきょう}提供などを^{そうてい}想定しています。

○イについては、^{たと}例えば、この^{じょうれい}条例の

^{ないよう}内容についての^{こうほう}広報や、^{きょうせいしゃかい}共生社会につ

^{りかいそくしんじぎょう}いての理解促進事業の^{じっし}実施などを^{そうてい}想定

しています。

○^{だい}第^{こうだい}1項^{ごう}第^{じゅうぶん}2号^{じょうほう}では、十分な情報の

やりとりを^{かのう}可能にするための^{しさく}施策につ

いて^{きてい}規定^{きょうせいしゃかい}しています。共生社会^{じつげん}を実現

する^{うえ}上で、情報弱者^{じょうほうじゃくしゃ}がいなくなり、誰^{だれ}

もが^{ひと}等しく^{じょうほう}情報を^え得られることが

大切^{たいせつ}です。すべての人^{ひと}が^{あんぜんあんしん}安全安心に

生活^{せいかつ}するため、^{こんなん}困難^{ちよくめん}に直面したときに

必要^{ひつよう}な支援^{しえん}を^う受けるために、誰^{だれ}もが^{ひと}等

しく^{じょうほう}情報をやりとりできることが

必要^{ひつよう}であると^{にんしき}認識^{にんしき}しています。

○アについては、^{たと}例えば、^し市からの^しお知らせや^{こうほう}広報、^{まどぐち}窓口での^{たいおう}対応などにおいて、^{ぐたいてき}具体的、^{ちよくせつてき}直接的、^{かんたん}簡単な^{ひょうげん}表現を用いること、^{こうきょうしせつとう}公共施設等において、ユニバーサルデザインを^{さいよう}採用するなど、^{だれ}誰にでも^わ分かりやすい^{ことば}言葉や^{でんたつしゅだん}伝達手段で^{じょうほう}情報を^{ていきょう}提供することなどを^{そうてい}想定しています。

○イについては、^{たと}例えば、^{しょう}障がい者や、^{にほんご}日本語を^{ぼご}母語としない人に対して、^{ひとり}一人ひとりの^{じょうたい}状態・^{じょうきょう}状況に^あ合わせて、

コミュニケーション手段しゅだんを選択し、伝つた
えたいことを正ただしく相手あいてに伝つたえ、また、
相手あいてが伝つたえたいと思おもっていることを正ただ
しく受うけ取とることができるようにする
ことを想定そうていしています。

○第1項第3号では、多様性たようせいに配慮はいりょし

た社会基盤施設しゃかいきばんしせつなどの整備せいびに努めつとめるこ
とを規定きていしています。例えたとば、道路どうろの

段差解消だんさかいしょう、点字ブロックてんじや歩道ほどうの整備せいび、

施設しせつのバリアフリー化かなど、主おもにハー

ド面めんの整備せいびを想定そうていしています。

○^{だい}第^{こうだい}1^{ごう}項^{ちいき}第^{ちいき}4^{ちいき}号^{ちいき}では、^{ちいき}地域^{ちいき}において

^{きょうせいしゃかい}共生^{じつげん}社会^むの実^{とりく}現^{すす}に向けた^{すす}取^{すす}組^{すす}み^{すす}が^{すす}進^{すす}

^{おも}む^{おも}よう^{おも}、^{おも}主^{おも}に^{おも}ソ^{おも}フ^{おも}ト^{おも}面^{おも}で^{おも}の^{おも}施^{おも}策^{おも}を^{おも}規^{おも}定^{おも}

しています。

○^{たと}ア^{たと}につ^{たと}いて^{たと}は、^{たと}例^{たと}え^{たと}ば、^{たと}市^{たと}民^{たと}、^{たと}事^{たと}業^{たと}者^{たと}

^{れんけいおよ}との^{れんけいおよ}連^{れんけいおよ}携^{れんけいおよ}及^{れんけいおよ}び^{れんけいおよ}ネ^{れんけいおよ}ツ^{れんけいおよ}ト^{れんけいおよ}ワ^{れんけいおよ}ー^{れんけいおよ}ク^{れんけいおよ}ズ^{れんけいおよ}ク^{れんけいおよ}リ、

^{しみん}市^{じぎょうしゃ}民^{じぎょうしゃ}、^{じぎょうしゃ}事^{じぎょうしゃ}業^{じぎょうしゃ}者^{じぎょうしゃ}へ^{じぎょうしゃ}の^{じぎょうしゃ}支^{じぎょうしゃ}援^{じぎょうしゃ}制^{じぎょうしゃ}度^{じぎょうしゃ}の^{じぎょうしゃ}整^{じぎょうしゃ}備^{じぎょうしゃ}な^{じぎょうしゃ}ど、

^{きょうせいしゃかい}共^{きょうせいしゃかい}生^{きょうせいしゃかい}社^{きょうせいしゃかい}会^{きょうせいしゃかい}を^{きょうせいしゃかい}推^{きょうせいしゃかい}進^{きょうせいしゃかい}す^{きょうせいしゃかい}る^{きょうせいしゃかい}市^{きょうせいしゃかい}民^{きょうせいしゃかい}や^{きょうせいしゃかい}事^{きょうせいしゃかい}業^{きょうせいしゃかい}者^{きょうせいしゃかい}を

^{きょうせいしゃかい}共^{きょうせいしゃかい}生^{きょうせいしゃかい}社^{きょうせいしゃかい}会^{きょうせいしゃかい}を^{きょうせいしゃかい}推^{きょうせいしゃかい}進^{きょうせいしゃかい}す^{きょうせいしゃかい}る^{きょうせいしゃかい}市^{きょうせいしゃかい}民^{きょうせいしゃかい}や^{きょうせいしゃかい}事^{きょうせいしゃかい}業^{きょうせいしゃかい}者^{きょうせいしゃかい}を

エン^しパ^さワ^くメ^そン^うト^{てい}する^し施^さ策^くを^そ想^う定^{てい}して^い

○^{たと}イ^{たと}につ^{たと}いて^{たと}は、^{たと}例^{たと}え^{たと}ば、^{たと}自^{たと}治^{たと}会^{たと}、^{たと}民^{たと}生^{たと}

いいん じどういいん しょうぼうだん がっこう ほいく
委員・児童委員、消防団、学校、保育

えん ようちえん じぎょうしゃ ちいき かつどう
園、幼稚園、事業者など、地域で活動

だんたい れんけい
する団体がそれぞれ、また連携して、

ちいきかだい はっけんおよ たいおう
地域課題の発見及び対応ができるよう

はたら そうてい
働きかけることを想定しています。

せいど わく こ また
○ウについては、制度の枠を超え、又は

かくせいどかん れんけい はか しみん
各制度間の連携を図りながら、市民に

たい ほうかつてき そうごうてき しえん おこな
対して包括的かつ総合的な支援を行

きてい たと
うことを規定しています。例えば、ワン

そうだんまどぐち
ストップ相談窓口などがそれにあたり

ます。

○^{だい}第^{こうだい}1^{ごう}項^{ごう}第^{ごう}5^{ごう}号^{ごう}では、^{きょうせいしゃかい}共生^む社会^むに向け
^{すいしんたいせい}た^{こうちくなら}推進^{とうがいたいせい}体制^{たいせい}の^{たいせい}構築^{たいせい}並び^{たいせい}びに^{たいせい}当該^{たいせい}体制^{たいせい}、
^{ぐたいてきしさく}具体的^{ひつよう}施策^{おう}において、^{ひつよう}必要^{おう}に応^{おう}じた
^{かいぜん}改善^{おこな}を行^{おこな}うこと^{おこな}について^{きてい}規定^{きてい}してい
ます。

○^{だい}第^{こう}2^{こう}項^{こう}では、^{だい}第^{こう}1^{こう}項^{こう}で^{きてい}規定^{きてい}した
^{きほんてきしさく}基本的^{じっし}施策^{じっし}を^{じっし}実施^{じっし}すること^{じっし}で、^{ごうりてき}合理的^{ごうりてき}
^{はいりよ}配慮^{おこな}が^{おこな}行^{おこな}われ^{おこな}る^{おこな}地域^{ちいきしゃかい}社会^{こうちく}の^{こうちく}構築^{こうちく}につ
ながら^{とりく}よう^{とりく}取^{とりく}組^{とりく}む^{とりく}こと^{とりく}を^{とりく}規定^{きてい}してい
ます。

ふそく
附則

ふそく
附則

この^{じょうれい}条例は、^{こうふ}公布の^ひ日から^{しこう}施行する。

やさしい^{にほんご}日本語 **附則**^{ふそく}

この^{じょうれい} 条例は、^{ねん} 2024年^{がつ} 12月^{にち} 19日から

^{はじ}
始めます。

かい せつ
解 説

○この^{じょうれい} 条例は、^{こうふ} 公布の^ひ日から^{しこう} 施行する

ことを^{きてい} 規定しています。